

令和2年9月24日

川西市議会議長

秋 田 修 一 様

建設公企常任委員長

大矢根 秀 明

### 委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和2年9月10日）

1．議案第55号 市道路線の認定及び廃止について

<p><b>議案の概要</b></p> <p>本案は、市道路線の認定及び廃止を行うに当たり、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。</p>
<p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 新たに認定路線となる大和東5丁目から豊能町光風台4丁目方面を結ぶ市道2206号については、幅員が6.2メートルから15.1メートルと示されているが、車両の通行規制は設けられるのかどうか伺いたい。</p> <p>答 当該路線は概ね幅員6.2メートルで整備しており、大和東側の交差点の隅切部分の最大値が15.1メートルとなっているものである。</p> <p>通行規制については、豊能町の住民から自動車や原動機付自転車などに対する規制を強く要望されていることから、歩行者と自転車のみ通行可としている。ただし、地震や風水害で避難経路が確保できない場合などには緊急車両を通行できる取り扱いとしていきたい。</p>
<p><b>特記事項</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>

2．議案第57号 川西市黒川地区における開発行為及び建築行為に関する条例の制定について

<p><b>議案の概要</b></p> <p>本案は、黒川を中心としたまちづくり方針に基づき、地域の活性化を推進するため、新たに条例を制定しようとするもの。</p>
<p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 黒川地区の活性化を図るため、開発行為や建築行為の規制を緩和すべく条例を制定しようとするものであるが、今後、黒川地区の自然や文化資源を活かした地域のブランド化をどのように進めていくのか、市の基本的な考え方を伺いたい。</p> <p>答 黒川地区のブランド化は里山の保全なくして成し得ないが、同時に住民の暮らしを守らなければ里山は守れないと認識している。今回、制定しようとする条例では、黒川をブランド化していく上で大切なものは守りながら、ブランド化に寄与する新たな取り組みの可能性を広げるものである。</p>

今後、文化・観光・スポーツ課が主体となって都市計画担当と連携しながら、黒川地区の住民や関係者と十分協議してブランド化を推進していきたいと考えている。

問 国崎地区から深山池公園に移築された古民家や、(仮称)里山センター建設に際して解体の方向性が示されている旧黒川小学校の南棟などを集約し、ブランド化に活用すればよいと考えるが、この条例の規定上、これらの建物を移築することは可能なのか伺いたい。

答 本条例は、当該地区のまちづくり方針に沿った内容となっており、地域の活性化やブランド化に資する建物であれば建築することが可能となるように規定している。現時点では、それら建築物の具体的な活用策は示されていないが、活用する場合には、土地利用計画の中で具体的なルールを定めることを想定している。

問 この条例で黒川地区の活性化を図っていくために土地利用計画を策定しなければならぬと考えるが、計画の策定スケジュールを伺いたい。

答 同計画については、本案の議決後に計画案を縦覧して住民や権利者等からの意見を聞いた上で、11月頃に都市計画審議会に諮問する予定である。その後、答申を経て計画が策定されたのちに、12月以降に土地利用を希望する権利者との協議を経て、令和3年4月には条例指定区域の指定を実施していきたいと考えている。

#### 特記事項

配付資料あり(1. 制定の趣旨 ほか)

審査結果 原案可決(全員賛成)

### 3. 議案第58号 令和2年度川西市一般会計補正予算(第7回)

#### 議案の概要

第1表 歳出第8款土木費。

#### 質疑の概要

第1表 歳出

第8款 土木費

問 交通支援事業において、大和地区での補助対象バス路線の再編検討を行うための業務委託料として280万円が計上されている点に関し、業務委託によらず市職員が地域住民と対話しながら進めることにより、地域との協力体制の構築や職員の能力向上に資するといったメリットがあるものと考えているが、当該業務の進め方について市の考え方を伺いたい。

答 バス路線の再編検討にあたっては、職員が地域住民と良好な対話のもとスキル

を向上する必要性は認識している。

今回の業務委託については、バス会社から、経験上、第三者的立場でのファシリテーション型コンサルティングを入れることにより事業が円滑に進むとの提案もあり、コンサルティング業者の専門的な知見を活かしていきたいと考えている。業務委託の内容は、地域公共交通会議及びバス部会の開催支援や、運賃・ダイヤ変更に関する分析・シミュレーションといった市が不得手な部分で技術的な支援や市の取り組みの側面的支援を予定している。

問 再編検討の対象となっているバス路線は、大和団地内だけではなく、市立川西病院や平野駅まで運行区間となっている便もあることから、その利害関係者は大和地区の住民に限らず路線内の地域住民も含まれると考えるが、議論の進め方について市の考え方を伺いたい。

答 ご指摘のように、再編検討の対象路線は大和地区以外の地域にも及んでいるため、検討を進めていく際に、協議の初期段階で区間を区切るか一括で議論するかを決めた上で、議題や議論の進捗に合わせて対象地域とする利害関係者や市民との議論を深めていきたい。

問 委託先のコンサルティング業者には専門性を期待しているとのことであるが、業者選定・契約について基本的な考え方を伺いたい。

答 委託事業者については、オンデマンド・モビリティサービスの実証実験支援業務において地域に入って活動していた事業者が地域の事情に精通していることもあり、委託先の候補として検討中である。今後、委託先や契約方法について、内部で議論を重ねた上で適切に対応したいと考えている。

問 新型コロナウイルス感染症防止対策を実施した市内タクシー事業者及びバス事業者に対する補助金3435万3000円を追加しようとしているが、バス事業者に対して交付する運行継続支援金の算定根拠等の詳細について伺いたい。

答 当該支援金は、感染拡大に伴う平日の利用者の減少により、本来なら土曜・休日ダイヤでの運行で足りるところを、感染症対策として平日ダイヤを維持して運行したことに対する補助である。金額は、阪急バスが運行する全路線において要した費用を各市町の路線延長で案分して算出しており、本市分は約3100万円となる。

問 公園改良事業において、面積が2500平方メートル以上の公園を対象に手洗

い場を設置するための工事費用として、2500万円が追加計上されている点について、議案質疑資料によると設置率46%と示されていることから、市の長期的な整備方針を伺いたい。

答 今回の補正では50カ所分の手洗い場整備を想定して計上しており、これから現地を確認したうえで、地図で俯瞰したときに空白地帯がないよう設置していきたいと考えている。また、設置後に水道施設の維持管理の必要が生じる点や、コロナ対策のため公園に手洗い施設が欲しいという市民の要望を踏まえると、徒歩圏内にある近隣公園を優先的に進めるのが望ましいと考えている。

問 キセラ川西せせらぎ公園はPFI事業者により維持管理が行われていると認識しているが、同公園内の芝生張替に要する費用として、公園維持管理事業で523万4000円が計上されている点について、市が負担することとした理由を伺いたい。

答 PFI事業者は、芝生の損傷箇所ごとに養生を繰り返すことで状態を保つよう日常の維持管理を行っている。今回は、国の緊急事態宣言が発出されていた期間に、連日多くの市民が公園を利用したことにより芝生が損傷した箇所のうち、回復不能と判断した部分に対する措置であり、市が手立てを講ずる必要があるものとして費用を計上している。

#### 特記事項

議案質疑資料あり(議58 19・20 公共交通事業支援事業の補助金(3435万3000円)の算定根拠及び詳細について ほか)

審査結果 原案可決(全員賛成)